

# 福祉生活病院常任委員会資料

## (平成30年4月20日)

〔件 名〕

- 1 平成30年度版鳥取県環境白書（平成30年度施策）の公表について  
（環境立県推進課）・・・1
- 2 風力発電事業に係る環境影響評価手続きの状況について  
（環境立県推進課）・・・4
- 3 鳥取県星空保全条例に係る取組状況について  
（環境立県推進課）・・・10
- 4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について  
（循環型社会推進課）・・・13
- 5 第30回全国「みどりの愛護」のつどい開催に向けてのキックオフイベント  
について  
（緑豊かな自然課）・・・14
- 6 「国立公園満喫プロジェクト」の予算確保及び支援制度の拡充について  
（緑豊かな自然課）・・・15
- 7 大山ナショナルパークセンターリニューアルオープンについて  
（緑豊かな自然課）・・・16
- 8 県発注の落石対策工事における死亡事故の発生について  
（緑豊かな自然課）・・・17
- 9 「第3回『山の日』記念全国大会 in鳥取」実行委員会第3回総会（3月20日）  
の開催結果等について  
（「山の日」大会推進課）・・・19
- 10 鳥取砂丘におけるエリザハンミョウ保護の取組について  
（砂丘事務所）・・・21
- 11 鳥取県における住宅宿泊事業法への取組状況について  
（くらしの安心推進課）・・・別冊
- 12 「鳥取県公営住宅等長寿命化計画」の改定について  
（住まいまちづくり課）・・・23
- 13 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
（住まいまちづくり課）・・・24
- 14 島根県西部を震源とする地震に対する鳥取県の支援状況について  
（住まいまちづくり課）・・・25
- 15 平成29年度 第2回湖山池会議の開催概要について  
（水環境保全課）・・・29

## 生活環境部

# 平成30年度版鳥取県環境白書（平成30年度施策）の公表について

平成30年4月20日  
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成8年鳥取県条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

今回公表分	・平成30年度に講じようとする環境施策
9月頃に改めて公表	・鳥取県の環境の現状 ・平成29年度の重点的な取組内容と成果等 ・平成29年度に講じた環境施策の実績

## 1 平成30年度版鳥取県環境白書の概要

鳥取県環境白書は、平成24年3月に策定した「第2次鳥取県環境基本計画」の6つの目標に分類して、取りまとめたもの。

（掲載事業の例）

- I エネルギーシフトの率先的な取組み
  - ・地域エネルギー社会の推進
  - ・日本海沖メタンハイドレートの調査促進 等
- II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
  - ・新たなステージへ！地域ぐるみの環境実践振興事業
  - ・鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 等
- III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
  - ・ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業
  - ・PCB廃棄物処理対策推進事業 等
- IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
  - ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進
  - ・第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取の開催 等
- V 安全で安心してらせる生活環境の実現
  - ・島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリング事業 等
- VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進
  - ・ととりの美しい街なみづくり 等

## 2 鳥取県環境白書の入手方法

県のホームページに掲載

[鳥取県環境白書ホームページ]

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>

※環境白書の公表にあたっては、新聞記事等への掲載により県民への周知を図る。

主な取組施策

I 【エネルギーシフト】エネルギーシフトの率先的な取組み

○地域エネルギー社会の推進

地域に導入した再生可能エネルギーや多様なエネルギー資源を利用した設備を効率的に活用し、安定的なエネルギー供給がなされる新たな地域エネルギー社会を構築することで、エネルギーの地域内経済循環を進める。

また、地域単位で行われるエネルギーに関する取組や地域主導のエネルギー事業を支援し、県内の電力自給率向上を進める。

○日本海沖メタンハイドレートの調査促進

鳥取県沖に存在するメタンハイドレートに関して、国の資源量調査や回収技術の調査研究が進む中、平成29年度に設立した研究会で資源回収技術等の調査研究を推進する。また、鳥取大学大学院の寄附講座で調査研究や技術開発を行う人材の育成を進める。併せてメタンハイドレートに関する地元の理解促進及び機運醸成を図る。

II 【環境実践の展開】NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

○新たなステージへ！地域ぐるみの環境実践振興事業

世界的に環境に対する意識が高まる中、本県も環境に対する機運をより一層高め県民運動的に取り組むこととし、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を一層推進するため、県民の環境への関心を高めるための普及啓発を広く行うとともに、活動への支援等を行い、県民、住民団体、事業者、行政等の各主体の連携・協働による環境先進県を目指す。

○鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業

鳥取県の美しい星空が見える環境を将来にわたって保全すること等を目的とした「鳥取県星空保全条例」（平成30年4月1日施行）において、特に星空環境が優れた地域内での環境教育や地域振興を支援する。また、全県的にも星空観察会等の環境教育活動を支援するとともに、光害防止型LED防犯灯の設置（新設又は更新）を支援する。

○水素エネルギー推進事業

次世代自動車の一翼を担うFCV（燃料電池自動車）の普及促進と水素インフラ整備などを念頭に、将来到来する「水素社会」への道筋を示す「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を平成28年2月に策定。そのシンボリックな取り組みとして整備した、水素エネルギーの実証・環境教育の拠点「鳥取すいそ学びうむ」の活用などにより、脱炭素社会の実現に向けた日本海沿岸（条件不利地域）における「水素社会」のトップランナーを目指す。

III 【循環社会】環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

○ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業

ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみ排出量の一層の削減を図るため、食品ロスの削減に重点化した取組を継続し、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。

○PCB廃棄物処理対策推進事業

PCB廃棄物の早期・適正処理のため、保管事業者に対する指導や中小企業者への処分費支援を継続するとともに、平成28年8月に施行されたPCB特別措置法改正に基づき、漏れのない確実な期限内処理に向けて、未把握PCBの追加掘り起こし調査等を行う。

IV 【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

○山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進

ユネスコ世界ジオパーク『山陰海岸ジオパーク』の魅力発信を通じて、ツーリズムや知の拠点として、認知度・発信力の向上を図り、ツーリズムの推進や魅力発信、研究・教育活動等の推進を図る。

#### ○国立公園満喫プロジェクト等の推進

国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定された大山隠岐国立公園において、外国人観光客や交流人口の増加に着実に繋げて行くため、ステップアッププログラム2020に基づき、重点取組地区のオーバーユース（過剰利用）への対応を踏まえた施設改修等、外国人観光客の受入環境の充実を図る。

#### ○「とっとり山の日」魅力発信事業

近年、登山・アウトドア等に対する関心が高まってきたことを好機とし、女性、親子、学生等幅広いターゲットに対し、鳥取ならではの自然体験のスタイル等を提案、情報発信することで、新たな需要の喚起につなげ、本県の豊かな自然や山々における多様な人々の利用や交流を図るとともに、自然景勝地や主要な山々（大山、三徳山、氷ノ山）への広域的な周遊観光の展開につなげる。

#### ○第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取の開催

伯耆国「大山開山1300年祭」の中核事業として第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取を8月に開催し、国民の祝日「山の日」の制定趣旨の周知を図るとともに、併せて開催する歓迎フェスティバルにおいて大山に代表される本県全域の山や自然の素晴らしさとその恵みについて広く発信することで、自然保護意識の醸成や国内外からの誘客を図る。

#### ○第30回全国「みどりの愛護」のつどい推進事業

平成31年春に第30回全国「みどりの愛護」のつどいを鳥取市で開催することが決定したことを契機に、地域に根付いた市民による緑の地域づくり運動を、広く全国に発信するとともに、地域の緑化に尽力されている活動団体を顕彰することで、緑のまちづくり活動の更なる推進につなげる。

#### ○特定鳥獣保護管理事業

特定鳥獣であるツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、人身被害や農林業被害の発生など人との軋轢が問題となっていることから、「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画・第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）管理計画」に基づき、科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

#### ○ラムサール条約湿地・中海の水質浄化対策とワイズユースの推進

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されており、条約趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利活用（ワイズユース）」を引き続き推進していくため、中海・宍道湖の魅力を国内外に発信することもラムサール交流事業、一斉清掃の実施、中海バイク&ランの開催支援など、水質浄化対策と併せて豊かな自然環境や恵みを次世代へ引き継ぐための各種事業を推進する。

### V【安全・安心】安全で安心してくらせる生活環境の実現

#### ○河川、海域の水質保全

県内の河川・海域（海水浴場を含む）等を常時監視し、水質の維持・保全及び異常時の原因究明を図るとともに、法律に基づき、事業場等の立入検査を実施する。

#### ○島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリング事業

県内唯一放射能モニタリングの拠点施設である原子力環境センターにて、県民の安全安心に資するため、平時から大気や食品等の環境試料の放射能モニタリングを実施する。

### VI【景観・快適さ】美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

#### ○ととりの美しい街なみづくり

ととりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進するため、街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する民間住宅等の修景整備に係る費用の一部を助成する。

また、地域の景観まちづくり団体の活動をサポートし、地域の景観資源を活用した、地域が主体のまちづくり活動を促進する。

## 風力発電事業に係る環境影響評価手続きの状況について

平成30年4月20日

環境立県推進課

環境影響評価法の規定に基づき提出された青谷町地内の風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対して、別添のとおり4月4日付けで知事意見を経済産業大臣に提出したので、その概要を報告します。

また、鳥取市及び県西部において計画されている風力発電事業に係る方法書の審査のため、鳥取県環境影響評価審査会（当該事業方法書審査の2回目）を開催したので、その概要も併せて報告します。

### 1 「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業」方法書に対する知事意見の提出について

#### (1) 事業概要

事業者：自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙（福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6）

内容：青谷町地内において風力発電所（出力：最大40,000kW、基数：最大14基）を設置する。

#### (2) 知事意見の概要

- 総括的事項のほか、大気環境、水環境、騒音・超低周波音といった個別項目に関する意見により構成。
- 本事業は複数の風車が集落等に囲まれた区域に設置される計画であり、本方法書に対してのべ300件を超える意見が寄せられるなど地域住民等の高い関心がうかがえることから、引き続き周辺住民の理解醸成に努めるとともに、慎重に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ事業に伴う環境影響を可能な限り回避・低減すること。
- 風車の稼働による騒音・超低周波音については住民等の関心も高く、その予測は、複数の風車間での複合的影響や音の吸収・反射・回折など一定の不確実性を伴うことから事後調査の対象として選定すること。
- 動植物・生態系の環境項目について、注目種と他の動植物や周辺環境との相互作用等を含めて把握するため、できる限り多くの種を対象に調査すること。

#### (3) 手続きの経過

平成29年9月13日 事業者が県に鳥取市青谷町風力発電事業 方法書を提出  
9月15日  
～10月16日 事業者による方法書の縦覧（一般からの意見聴取は10月30日まで）  
10月31日  
～1月17日 審査会を4回実施（事業者ヒアリングと審査会意見のとりまとめ）  
平成30年4月4日 経済産業大臣に対し県は知事意見を提出

### 2 鳥取市及び県西部での風力発電事業に係る環境影響評価審査会（3月23日）の審査状況について

#### (1) 事業の概要

##### ア 事業者：（両事業とも同一事業者）

合同会社NWE-09 インベストメント（東京都港区虎ノ門4-1-28）

代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン

##### イ 各事業の概要

- ① (仮称)鳥取風力発電事業  
⇒鳥取市内（湖山池より南側から河原町方面にかけての山地）に風力発電所を設置するもの。  
144,000kW/32基（単機出力4,500kW程度）を設置する。
- ② (仮称)鳥取西部風力発電事業  
⇒県西部（伯耆南部の山間地及びその周辺）に風力発電所を設置するもの。  
144,000kW/32基（単機出力4,500kW程度）を設置する。

#### (2) 審査会の概要（方法書段階2回目）

日時：平成30年3月23日 午後1時から午後4時まで

場所：とりぎん文化会館 第3会議室

内容：配慮書知事意見に対する事業者の対応状況の確認

住民説明会の概況について事業者より報告

審査会及び行政からの意見とそれに対する事業者見解の確認

(3) 手続きの経過

平成30年2月8日 事業者が県に方法書を提出  
2月9日  
～3月12日 事業者による方法書の縦覧、一般からの意見聴取(意見聴取は3月26日まで)  
3月5日 環境影響評価審査会  
3月23日 環境影響評価審査会

(今後の予定)

⇒ 複数回の審査会を開催し、厳正に審査  
7月上旬頃 知事意見の提出

(参考) 環境影響評価手続きについて

- ・環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度である。
- ・法手続の各段階で、知事は事業者に対し直接、または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。
- ・方法書は各環境要素について、環境影響評価の実施方法の計画を示すものであり、2番目の法手続となる。

【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査  
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

別添



第201700316278号  
平成30年4月4日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

本事業計画は、鳥取市において最大で総出力 40,000kW、基数にして最大 14 基の風力発電機の導入を目指すものである。現計画では風力発電機の多くは集落等に囲まれた区域で設置が検討されており、住民生活等への環境影響が懸念される。このため、環境影響評価を慎重に実施すること、及びその結果に基づき事業に伴う住民生活等への環境影響を可能な限り回避又は最大限低減されることが必要である。

また、本事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対しては、事業に伴う環境影響等に関して、のべ 300 件以上の意見が寄せられており、周辺地域の住民をはじめとする関係者にとって関心の高い事業となっていることがうかがえ、これら寄せられた意見に事業者は誠実かつ丁寧に対応する必要がある。本件事業に係る計画段階環境配慮書における当職の意見でも述べたとおり、事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者（以下「地域住民等」という。）の理解が不可欠であることから、環境要素に応じた十分な範囲の地域住民等に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により地域住民等から意見や要望を聴取する機会を適切に設け、その意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、事業者として引き続きその理解醸成に努めることが求められる。

ついては、以下の意見を踏まえ、慎重に環境影響評価を実施し、また、その結果を踏まえて事業に伴う環境影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう事業規模や風力発電機の設置基数の大幅な縮小も含めて事業計画を検討すること。

## 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、その時点で採用可能な最新の知見を踏まえ、また必要に応じて専門家の助言等を踏まえながら適切な調査、予測及び評価手法を採用すること。また予測に当たっては、その時点で想定される事業の諸元のうち、影響が最大となる条件に基づき各環境要素に及ぼす影響を可能な限り定量的に予測し、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみでなく、周辺の学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住する人々の存在などをはじめとする事業実施区域周辺の地域特性なども踏まえたうえで、現在の環境を極力悪化させないという観点から事業による影響の回避又は最大限の低減が十分にされているかを評価すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、風力発電機の配置や機種及び取付道路や取付ヤード等の付帯設備に係る具体的な計画を記載すること。なお、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分でないとして評価した場合は、事業の規模や風力発電機の設置基数の大幅な縮小も含めて事業計画の見直しを検討すること。また、環境影響評価の結果等を踏まえた事業計画の検討経過は準備書に詳細に記載すること。
- (3) 準備書の作成にあたっては、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう、各評価項目についての調査結果等を具体的かつ分かりやすく記載し、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとする。また、地域住民等に対する説明会等においては、図表や写真、動画を活用するなどして分かりやすい説明となるよう工夫すること。さらに、地域住民等に対する説明会や意見を聴取する機会の設定は、環境影響評価法その他の法令で規定されるもののみとすることなく、必要に応じて適宜実施することとし、これらにより得られた意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、理解醸成に真摯に努めること。
- (4) 環境影響評価の実施に併せて各環境要素に応じた予測の不確実性の程度を整理したうえで、工



事中及び施設供用中における事後調査の要否について検討し、その検討の結果を準備書に記載すること。なお検討の結果、事後調査を必要とする環境要素についてはその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を、また事後調査を必要としないと判断した環境要素についてはその理由を準備書にそれぞれ詳細に記載すること。

- (5) 事業実施区域の周辺では、他事業者により「(仮称)鳥取風力発電事業」について環境影響評価法に基づく手続が進められていることから、この事業との累積的な影響が懸念される。各環境要素に係る累積的な影響を予測・評価するため、必要な情報の収集や他事業者と協議・調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び超低周波音、振動

施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測に当たっては、全ての風車が稼働した影響が最大となる条件で複数の風力発電機間の複合的な影響や、音の吸収、反射、回折などを含めて予測することとし、可能な範囲で風による音の伝搬への影響を併せて予測すること。

また、事業実施区域の周辺に複数の住居が存在すること、環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」として「因州和紙の紙すき」が存在することなどの地域特性を踏まえ、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の評価に当たっては、風力発電機の配置や構造あるいは事業の規模等が、影響を可能な限り回避又は最大限低減するものとなっているかの観点から評価すること。

なお、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響については、その予測の不確実性の程度によっては近隣住民等の生活環境に直接影響を及ぼす可能性のある環境要素であることから、事後調査の対象として選定することとし、準備書にその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を詳細に記載すること。

また工事用資材等の搬出入車両の走行による騒音及び振動について、走行を計画している一般県道等の近傍にも住居等が存在することから、これら一般県道等の沿道について騒音及び振動の調査地点として追加し、これらの車両の走行による住居等へ及ぼす影響を適切に予測及び評価すること。

### (2) 水環境

工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る調査地点について、方法書に示される「水質9」の調査地点は風力発電設備の設置を検討する箇所直近河川ではなく、その下流部の別の河川との合流後の地点を設定しているなど、その妥当性に疑義のある調査地点がある。水の濁りは魚類等の水生生物へ重大な影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、改めてより適切な調査地点が存在する可能性も含めて調査地点を検討した上で調査を実施すること。また、工事に伴う濁水の発生量を適切に予測したうえで、十分な規模の沈砂池を設けるなど、適切な環境保全措置がなされるよう事業計画を検討すること。

事業実施区域周辺には地域住民に親しまれている湧水のほか、水道水源が複数存在していることを踏まえ、事業が地下水に及ぼす影響を調査、予測及び評価する手法を検討し、実施すること。

### (3) 重要な地形及び地質

事業実施区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内に位置することを踏まえ、現地調査により特徴的な地質の露頭等が発見された場合には、地質の調査及び保全に向けて関係機

関と連携を取ること。

#### (4) 風車の影

風力発電機の稼働による風車の影の影響については、影響が最大となる季節や時間等を考慮して可能な限り正確に予測し、また予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。

#### (5) 動物、植物、生態系

生態系の予測及び評価に当たっては、注目種と他の動物、植物や周辺環境との相互作用等を含めて把握するため、可能な限り多くの種を対象として調査を行うこと。また、事業実施区域周辺に生態系の上位種である猛禽類が生息していることから、事業実施区域が採餌場として重要な生態系を提供している可能性があるため、餌資源となる動植物について可能な限り定量的な調査、予測及び評価となるよう努めること。

動植物に係る調査を実施する時期は、その地域に存在する可能性のある希少種等の季節ごとの移動、あるいは開花・結実の時期等、注目すべき種の生態を踏まえて適切に設定すること。

事業実施区域周辺ではイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息・飛翔が専門家から指摘されており、また水尻池や日光池等はカモやコハクチョウなどの飛来地となっているほか、さらには区域周辺において特別天然記念物に指定されるコウノトリの飛翔があるなどの情報も得られている。これらの情報を踏まえながら、また必要に応じて専門家や地域住民等へのヒアリングを行いながら事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息・飛翔に係る状況を十分な期間及び範囲で調査したうえで事業による影響を予測・評価し、適切に事業計画に反映すること。

#### (6) 景観

景観の調査、予測及び評価は、事業実施区域及びその周辺が山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであり、その認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園などが存在することなどを踏まえ、適宜ジオパークの関係機関等と協議・調整しながら実施すること。

JR山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等を調査地点に加え、シークエンス景観（移動景観）に及ぼす影響についても調査、予測及び評価を行うこと。また、シークエンス景観に係る予測結果を地域住民等に説明する際には動画を活用するなど、イメージしやすい説明となるよう工夫すること。

夜間の景観においては、航空障害灯の設置による光の点滅による影響が懸念されることから、予測・評価の結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明となるよう工夫すること。

#### (7) 文化財

事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、関係機関と協議のうえ適切に調査等を実施すること。

#### (8) 事業地の選定

事業実施区域内には土砂崩壊防備保安林が存在しているため、事業により当該保安林を改変することがないように事業計画を検討すること。

# 鳥取県星空保全条例に係る取組状況について

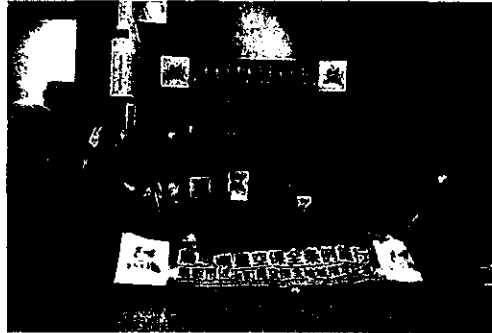
平成30年4月20日  
環境立県推進課

平成30年4月1日、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）が施行されるとともに、鳥取市佐治町地域を星空保全地域第1号として指定したので、星空保全照明基準を設定した。条例に係る最近の取組状況等について報告する。

## 1 鳥取県星空保全条例の施行と鳥取市佐治町地域の星空保全地域指定（第1号）に係る取組

### ●記念式典の開催

- 4月1日の条例施行と鳥取市佐治町地域の星空保全地域指定（第1号）を記念し、式典を開催した。
  - ・日時 平成30年4月5日（木） 午後7時30分～8時
  - ・場所 鳥取市さじアストロパーク（鳥取市佐治町高山）
  - ・出席者：鳥取市佐治町総合支所、鳥取天文協会、鳥取商工会議所青年部、鳥取市さじアストロパーク、鳥取市立佐治小学校児童等（36人）、鳥取県（知事、生活環境部長他）
  - ・内容：平井知事から鳥取市佐治町総合支所へ星空保全地域指定第1号認定証を授与するとともに、「星取県」応援ソング披露、佐治小学校児童への「とっとり星空応援キッズ」認定、出席者全員による決意表明等を実施した。
- 式典終了後、星空学習会（天体望遠鏡による観察、プラネタリウム鑑賞）を開催した。



- 鳥取市佐治町総合支所庁舎に、「星空保全地域指定第1号」を示す垂れ幕を設置した。

### ●指定後の取組

- 地域指定された鳥取市佐治町地域に対し、地元の意向を踏まえながら、地域振興事業、環境教育、光害防止対策（屋外照明器具の改修等）等への支援を行う。

## 2 星空保全地域の指定拡大に係る取組

- 平成30年3月23日に条例第10条第1項による日南町から県への地域指定要請を受け、現在日南町（全域）を星空保全地域に指定する方向で作業・手続を進めている。今後以下のとおり作業を進める予定である。

4月中	地域指定の要請を受け、地域指定すべきかを調査（条例第10条第2項）
4月下旬	条例第11条第4項による日南町への照明基準案の意見聴取
5月上旬	条例第10条第2項による指定要請を受けた区域の調査結果の景観審議会への報告・意見聴取 条例第11条第4項による照明基準案の景観審議会への意見聴取
5月中旬	条例第10条第3項、第11条第5項による指定地域及び照明基準案の公告縦覧開始（2週間）
5月末	星空保全地域の指定区域及び星空保全照明基準の告示

### 3 条例の周知に係る取組

- 4月1日の条例施行に合わせて、県庁正門、鳥取・倉吉・米子駅前の広告塔に星空保全条例が施行されたことを掲示した。
- 引き続き、光害防止や条例について周知して理解を深めていただくため、イベントや出前説明を実施し、県民や事業者に対して、光害防止や条例の普及啓発を行っていく。
  - ・ 県民向けキャラバン（西部地区）：3月25日午後1時～4時、於：イオンモール日吉津  
…移動プラネタリウム展示・星取県〇×クイズ他、来場者数：約500名
  - ・ 氷ノ山観光業者組合員への条例出前説明：4月12日午前10時30分～、於：高原の宿氷太くん
  - ・ 県内市町村商工担当者・商工会関係者への条例出前説明：4月19日（東部）、4月25日（中西部、予定）
  - ・ 米子商工会議所役員会での条例出前説明：5月28日（予定）

### 4 「星取県推進特命チーム」会議の開催・・・（別紙参照）

- 本県の美しい星空の保全や活用を検討するため、「星取県推進特命チーム」会議を開催し、星空観察会等において星や星空を解説できる人材が不足しており、その養成が急務であること、計画している事業はできるだけ前倒しで実施していくこと、ゴールデンウィークや夏休み等の要となる時期を見据えて事業を進めることなどを確認した。
  - ・ 日時：平成30年4月11日（水） 午前11時15分～正午（とっとり元気づくり推進本部会議終了後）
  - ・ 場所：第4応接室（県庁本庁舎3階）
  - ・ 議題：星取県推進のための主要な課題及び部局間連携 ほか
  - ・ 主な意見：
    - ・ 星空観察会等で星空の解説や指導ができる人材が不足しており、その育成が急務。教育・観光分野等関係部局と連携し、どういう人材が求められているかを把握しながら、育成を進めていく。
    - ・ 「星取県」ならではの楽しい観光体験を増やすことが必要。そのためには、事業として採算が合って自走していけるよう、支援していく必要がある。
    - ・ 商工団体等から構成するワーキンググループを設置し、星空を活用したビジネス活性化や支援策を議論する予定。鳥取市域で星空保全地域に指定した佐治町では商工会の常駐職員がいない。ワーキンググループで意見をいただきながら、検討していく。
    - ・ SNSを通じて鳥取県にまつわるニュースが多く発信されるよう、連携して取り組んでいく必要がある。

# ☆星取県推進特命チーム☆



## 設置目的

### 鳥取の美しい星空を「守り」・「活かす」取組の拡大

#### H30取組の方向性

##### 1) 条例の普及、保全地区指定・支援

###### ○保全地区の指定・拡大

- ・指定地区の星空保全環境の整備支援

###### ○条例普及、出前講座

- ・イベント開催
- ・学校、NPO、企業等を個別に訪問・説明(4月中旬からスタート: 4/12米ノ山観光事業組合、5/28米子商工会議所)

###### ○環境教育

- ・学校における環境教育、教育旅行との連携
- ・観測機器の整備・貸出

##### 3) 星空観光誘客

###### ○観光受地体制の充実

- ・着地型メニューの造成・事業者支援
- ・民泊との連携
- ・星空案内人の育成

###### ○国内外への情報発信

- ・各種メディア、SNS等による情報発信、首都圏等PRイベント開催
- ・特設サイト(ランディングページ)等の活用、旅行会社HPとの連携
- ・企業・団体等と連携したPR(コラボ商品、メディアとのタイアップ)

##### 4) 星空ビジネス

###### ○星空を守る製品開発等

- ・光害防止製品等の開発支援

###### ○星取県を活用した商品開発等

- ・星取県コラボ商品の開発

##### 2) 星空保全県民運動

###### ○星空保全実践運動

- ・住民等の活動支援
- ・光害防止に取り組む地区、企業等のモデル化・顕彰

###### ○県庁率先行動

- ・街灯・照明等の光害防止型への転換推進

#### チームの構成

生活環境部、観光交流局、教育委員会、商工労働部、元気づくり総本部 他

「星取県」推進会議 ※住民サイド等のメンバーを拡充

# ☆星取県推進特命チーム☆



- 保全地域の指定・拡大と地域振興の支援
- 星空の説明ができる人材の育成
- 地域や事業者の利益につながる、多様な観光メニューづくり
- 「食」と「星空」と「農村体験(農泊)」を活かした観光誘客
- 商工団体・事業者における星空を活用した地域振興に向けた機運向上
- 「星取県推進の取組」を効果的にPRするためのメディアミックス広報
- 市町村教育委員会及び学校への周知と協力依頼
- 県立社会教育施設の天体観測で指導していただける外部人材の確保

## 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

平成30年4月20日

循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

### 1 条例手続の現状

#### (1) 意見調整会議に向けた調整状況

県では、平成29年12月20日を期限とした手続条例第17条第1項に規定する意見調整の申出を受け、これまでに、意見調整対象の関係住民に対して会議での論点整理、開催日程の調整等を行っているが、未だ日程照会に回答いただけないなど、調整に時間を要しているところである。

#### (2) 今後の予定

今後、調整・準備が整い次第、県主催の意見調整会議を順次開催し、事業者、関係住民双方の主張内容の理解の促進を図ることとしている。

### 2 漁業者に対する説明会の開催

昨年8月にセンターが開催した説明会では、説明を聞いていただけないまま散会となったことから、県は、漁業者とセンターの相互理解が促進されるよう、改めてセンターが漁業者に対し事業計画を説明する場を設定するため、漁業者に対して平成29年12月末から説明会開催に向け調整を進めた結果、ようやく漁業者からの回答を受け、次のとおり事業計画説明会を開催した。

(1) 日時 平成30年4月15日(日)午後2時～4時50分

(2) 場所 鳥取県漁業協同組合淀江支所会議室(米子市淀江町淀江992-11)

(3) 出席者 鳥取県漁協淀江支所組合員(48人)

鳥取県環境管理事業センター職員

鳥取県生活環境部職員

(4) 傍聴者 36人

#### (5) 説明会の概要

センターが事業計画を説明した後、漁業者から事業計画等に関する質問等を受け、センター等が回答した。さらに、漁業者からの質問の後、傍聴者からも質問を受け、センター等が丁寧に回答した。

#### <漁業者からの主な質問>

質問	回答
処分場ほどの程度の地震に耐えられるのか。断層についてはどうか。	<センター> 前提として、処分場計画地に断層はないことを確認している。処分場は震度6以上の地震を想定して耐震設計をしている。また、西部地震や東日本大震災でも遮水シートを含め処分場の主要施設に問題なかったことを確認している。
地下水も豊富で水もきれいな淀江での事業計画に反対である。	<センター> 環境に影響があってはならないという思いはセンターも同じ。そのために、国基準以上の安全な施設を計画している。
処分場は、有害物を洗い出して、薄めて流すだけ。最終的に海に流れる。	<センター> 薄めて流すということは法律違反になるため絶対にありえない。国の基準以上の逆浸透膜処理を加えた水処理施設で浄化してから放流する。

#### <傍聴者からの主な質問>

質問	回答
計画は、一塵に係る開発協定違反だ。	<県> 契約当事者である米子市は、しかるべきときには変更の手続をする必要があるとの見解であると聞いている。
塩川で検出されるダイオキシン類が農業由来だという根拠を示してほしい。	<県> 平成26年から県が実施している調査で、環境基準以下であることを確認しているが、この調査でダイオキシン類の組成割合を検証した結果、過去に使用され、現在使用されていない農業に起因すると判断している。
住民や漁業者へ説明をする前に、センターと環境プラント工業との間で契約(設置等に関する基本合意書等H27.9)を交わすのは順序が違う。事業ありきの説明ではないか。	<センター> 事業計画を立てる上で、事業主体と役割をしっかりと決めておく必要があるための措置。事業主体、役割がはっきりしないままではしっかりと説明もできない。

#### (6) 今後の対応

漁業者等に当日の説明会において回答したところであるが、今後必要に応じて事業計画への質問等があれば改めて提出していただき、それに対するセンターの回答を求めること等により相互理解を促進していくこととしたい。

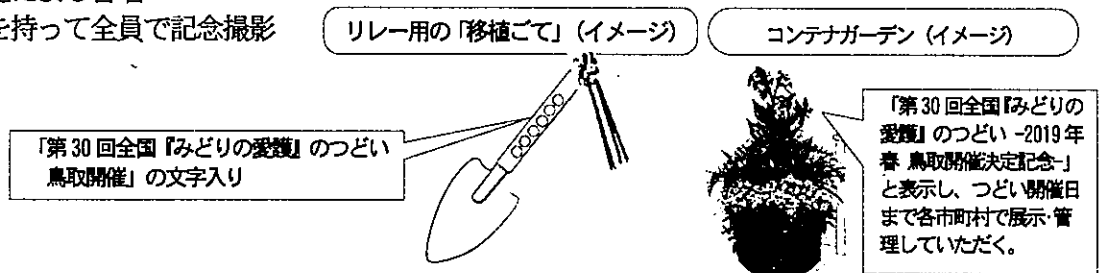
## 第30回全国「みどりの愛護」のつどい開催に向けてのキックオフイベントについて

平成30年4月20日  
緑豊かな自然課

平成31年春に鳥取市で開催する「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」に向けて機運醸成を図り、県下全域での緑化意識の高揚と緑のまちづくりの取組を広げるため、「移植ごて」をパトロンに各市町村長等が記念植栽を行う（仮称）『みどりのリレー』をスタートする。

### 1 開催決定イベント（（仮称）『みどりのリレー』キックオフ）

- (1) 日 時 平成30年4月29日（日・祝）午前11時15分から
- (2) 場 所 鳥取市若桜街道（花のまつり本部前）
- (3) 参加者（予定）鳥取市（市長、都市整備部長）、県（生活環境部長）、智頭町（副町長）、鳥取市商店街連合会会長、鳥取県造園建設業協会会長、日本植木協会鳥取県支部長ほか
- (4) 内 容
  - ① 主催者あいさつ
  - ② コンテナガーデン記念植栽（鳥取市長、公園愛護会員、園児ほか）
  - ③ 『移植ごて』リレー（つどい開催地（鳥取市）から智頭町へ）
  - ④ 次回実施市町村あいさつ（緑化推進に向けた決意表明、イベント紹介など）  
〔※ 次回リレー：平成30年5月11日（金）「智頭どうだんまつり」において実施〕
  - ⑤ 保育園児による合唱
  - ⑥ 横断幕を持って全員で記念撮影



### 2 その他の機運醸成等の取組

- ・フラワーフェスティバル in 湖山池における開催決定のPR（4月15日（日））
- ・コカ・コーラ ポトラーズジャパン スポーツパークでの開催決定のPR及び横断幕設置（5月4日（みどりの日））
- ・花と緑のフェア開催（6月頃：中部地区、10月頃：東部地区、西部地区）
- ・県内での緑化講座等の開催〔実施団体への補助〕
- ・地域住民が取組む緑化活動への支援〔市町村への間接補助〕
- ・ととりの緑シンポジウム開催（秋頃）
- ・全国都市緑化やまぐちフェア（平成30年9月～11月）への県PR庭園の出展
- ・県・市・国土交通省中国地方整備局などの広報媒体による紹介

ほか

### 【参考】

#### (1) 「全国『みどりの愛護』のつどい」の趣旨

「みどりの日」（5月4日）の制定趣旨を踏まえて、平素から緑の保全育成に携わっている全国の公園緑地の愛護団体等の関係者が一堂に集い、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進する。

#### (2) 「全国『みどりの愛護』のつどい」の催事概要（予定）

- ① 主 催 第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会（国土交通省、鳥取県、鳥取市等で構成）
- ② 開催日 来年春（近年の実績では、5月末から6月上旬までの間に開催）
- ③ 会 場 コカ・コーラ ポトラーズジャパン スポーツパーク（鳥取県立布勢総合運動公園）
- ④ 内 容 ■式典 「みどりの愛護」活動事例紹介、功労者団体等への国土交通大臣表彰・知事表彰ほか  
■記念植樹
- ⑤ 参加者 約1,500名（全国みどりの愛護団体関係者、緑化関係団体、関係機関職員他）

#### (3) 今後のスケジュール（予定）

- 平成30年 夏頃 実施本部設置
- 秋以降 実行委員会の立ち上げ及び第1回実行委員会の開催
- 平成31年 2月頃 第30回「全国『みどりの愛護』のつどい」開催日決定
- 春 第30回「全国『みどりの愛護』のつどい」開催

「国立公園満喫プロジェクト」の予算確保及び支援制度の拡充について

平成30年4月20日  
緑豊かな自然課

国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定された大山隠岐国立公園の受入れ環境整備について、平成30年度の環境省の配分額は要望額に対して、本県では約3割、大山隠岐国立公園全体では約4割の配分であり、必要な予算の確保等について、4月17日に大山隠岐国立公園を有する鳥取県・島根県・岡山県の3県による環境大臣への要望活動を行った。

1 要望内容

- 「2020」年までに外国人観光客数2.5倍を目標とする大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020の確実な達成及びより一層取組みを加速化させるためにも、平成32年度の計画期間満了までの事業実施を可能とする予算の重点配分を行うこと。
- インバウンド観光を地域経済の活性化の重要な施策に位置付け、官・民・地域連携により世界水準のナショナルパークに高める取組みを強力に推進するため、全国立公園での受入れ環境整備に必要な予算の総額確保を行うこと。
- 大山隠岐国立公園を含むモデル地区の8公園の取組を、山陰海岸国立公園や瀬戸内海国立公園などの国立公園へ水平展開させていくに当たり、外国人観光客に対する魅力向上に資する整備を進めるための交付対象事業の緩和及び新規施設の整備などの拡充を図り、幅広く支援をすること。

2 要望者

鳥取県知事、岡山県知事、島根県環境生活部長

3 結果概要

【環境省 中川 雅治 大臣】

- 国として2020年までに国立公園外国人来訪者1000万人を目標に向け推進しているところであり、大山隠岐国立公園もご尽力いただき感謝している。
- 予算確保は難しいところだが、補正予算を含め確保していきたい。

<参考>大山隠岐国立公園における交付金配分状況

(千円)

年度	区分	3県合計	鳥取県	島根県	岡山県
H29 H28補・当初・追加	①要望額	708,598	457,543	233,970	17,085
	②配分額	428,731	247,158	173,573	8,000
	充当率②/①	60.5%	54.0%	74.2%	46.8%
H30 H29補・当初	①要望額	342,120	159,000	171,400	11,720
	②配分(予定)額	146,100	48,800	89,900	7,400
	充当率②/①	42.7%	30.7%	52.5%	63.1%

【本県における平成30年度要望額及び内示額の内訳(満喫PJ関連)】

(千円)

区分	予算	事業種別	整備箇所	要望事業費	要望国費	配分額	充当率
国立公園内	H29補正	自然歩道事業	川床～一向平	15,000	7,500	9,250	100.0%
		避難小屋事業	三鈿峰避難小屋	3,500	1,750		
		計		18,500	9,250		
	H30当初	公衆便所事業	横原駐車場公衆便所	45,000	22,500	39,550	26.4%
		自然歩道事業	川床～一向平	20,000	10,000		
		駐車場事業	博労座駐車場	175,400	87,700		
		登山道事業	夏山登山道	50,000	25,000		
		避難小屋事業	駒鳥避難小屋	9,100	4,550		
	計		299,500	149,750			
	合計				318,000	159,000	48,800
国立公園外	H30当初	自然歩道事業	美保湾展望駐車場 三徳山駐車場	10,100	4,545	4,091	90.0%
総計				328,100	163,545	52,891	32.3%



## 大山ナショナルパークセンターリニューアルオープンについて

平成30年4月20日

緑豊かな自然課

- 4月14日(土)に、環境省直轄施設大山ナショナルパークセンター(旧大山情報館)がリニューアルオープンした。
- 同日、記念式典が行われ、県選出国会議員の赤澤議員、舞立議員はじめ、大山町長、県西部総合事務所長など関係者らが出席し、テープカットなどを実施。
- 国立公園満喫プロジェクトにおける取組の一環として、環境省が整備を実施し、テラススペースや休憩スペースの増床などの休憩機能充実化、デジタルサイネージや電子黒板による自然情報や登山情報の発信を行い登山基地機能の充実化などを図っている。
- KOMOREBI+0(コモレビト、昨年4月オープン)、大山自然歴史館と合わせた3館で機能分担を行い、それぞれが連携し一体でビジターセンターとして運用する予定であり、今年7月の大山自然歴史館リニューアルオープンにより、大山ビジターセンターがグランドオープンとなる。これにより一体的な情報発信や窓口の一元化を図ることで、より一層の大山への誘客促進を狙う。

### [各施設の機能分担]

大山ナショナルパークセンター	: 休憩利便機能
KOMOREBI+0	: ツアーサポート機能、飲食宿泊機能
大山自然歴史館	: 自然・歴史・文化の展示情報機能、フィールドガイド機能

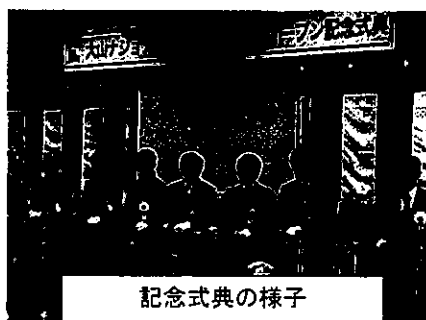
## 1. 大山ナショナルパークセンターリニューアルオープン式典(4/14)

### <出席者>

- 主催者: 環境省自然観光局長、大山隠岐国立公園管理事務所長等
- 来賓者: 赤澤衆議院議員、舞立参議院議員、大山町長、西部総合事務所長、生活環境部次長、地元観光団体、保護団体等

### <リニューアル概要>

- 休憩機能充実化: 2階テラスの増築、休憩スペース拡大、Free Wi-fiの設置等
- トイレ機能充実化: 多目的トイレに車いす用手洗い器、オストメイト等の設置、ウォッシュレット、温便座設置
- 登山基地機能充実化: デジタルサイネージ及び電子黒板による自然情報、登山情報、イベント情報等の発信。コインロッカー、シャワールームの設置等。



記念式典の様子



外観

## 2. 大山自然歴史館リニューアル概要

平成17年のリニューアルから約13年が経過し、展示設備の劣化などが生じているためリニューアルを行うもの。

### <リニューアル内容>

- 日本遺産など、新しい情報を取り入れた展示テーマの再構成
- 多言語対応の表記、音声ガイドの導入
- ワークショップやレクチャーなどに活用できるマルチスペースの再整備

### [新設コーナー]

- ①ゼフィルス、ヒメボタル ②大山の環境保護 ③日本遺産(牛馬市) ④3館共通サイネージ
- ⑤大山へのいざない(自然・歴史・文化を総合的につなげる映像コーナー)

### <スケジュール>

工期: 平成30年1月17日~平成30年7月下旬(予定) 事業費: 約135,000千円

## 県発注の落石対策工事における死亡事故の発生について

平成 30 年 4 月 20 日

緑豊かな自然課

平成 30 年 4 月 4 日（水）に県発注の中国自然歩道落石対策工事現場で、労働災害（死亡）が発生したので、報告する。

### 1 事故発生状況等

(1) 事故発生日時 平成 30 年 4 月 4 日（水） 午後 2 時 10 分頃

(2) 場 所 鳥取市国府町雨滝地内

(3) 事故発生の状況

- ・中国自然歩道の落石対策工事現場で、工事対象の転石が落下し、当該転石付近の斜面で作業していた被害者が巻き込まれ転落した。
- ・被害者（同社代表取締役、54 歳、男性）は、県立中央病院へ搬送されたが、同病院で死亡が確認された。

### 2 事故後の対応状況

- (1) 事故を受けて、4 月 9 日付けで関係機関に対して、工事現場における安全管理の徹底を図るよう通知した。
- (2) 鳥取警察署による現場検証は 4 月 9 日に完了。落石等の可能性があり、引き続き、現地は立ち入り禁止措置をしている。
- (3) 有識者の協力を得て事故原因の検証を行い、事故再発防止を図る。
- (4) 日本の滝百選に選ばれた雨滝の遊歩道で発生した事故であり、早期に斜面点検、必要な措置を講じ観光客の安全を確保したい。

### 3 工事概要

(1) 工事名 中国自然歩道（雨滝）落石対策工事

(2) 工事場所 鳥取市国府町雨滝

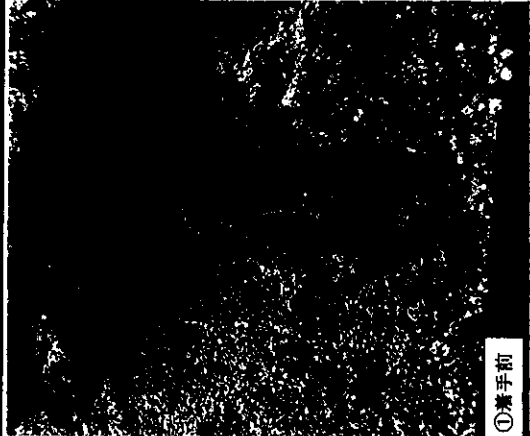
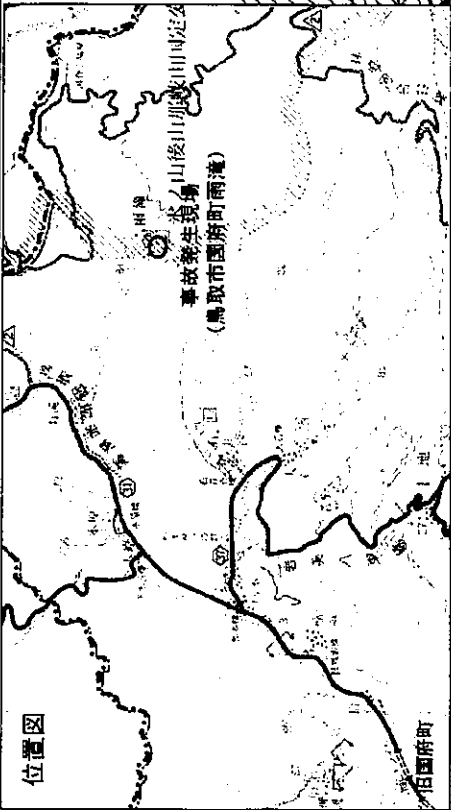
(3) 発注者 鳥取県

(4) 受注者 (株)西正実業（鳥取市源太 131）

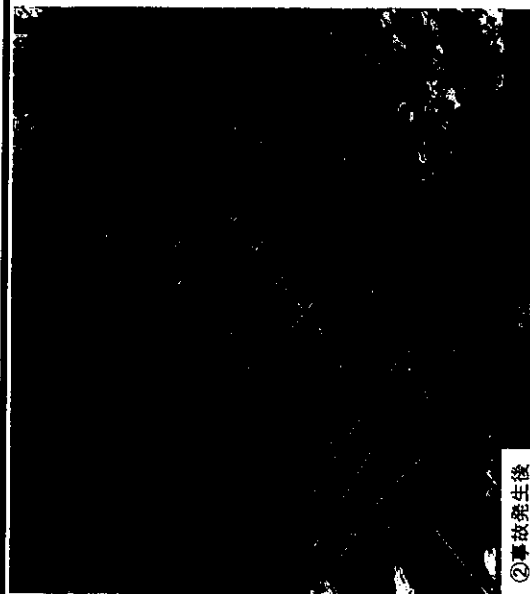
(5) 工 期 着工：平成 29 年 10 月 18 日 完成：平成 30 年 5 月 21 日

(6) 受注額 7,433,640 円

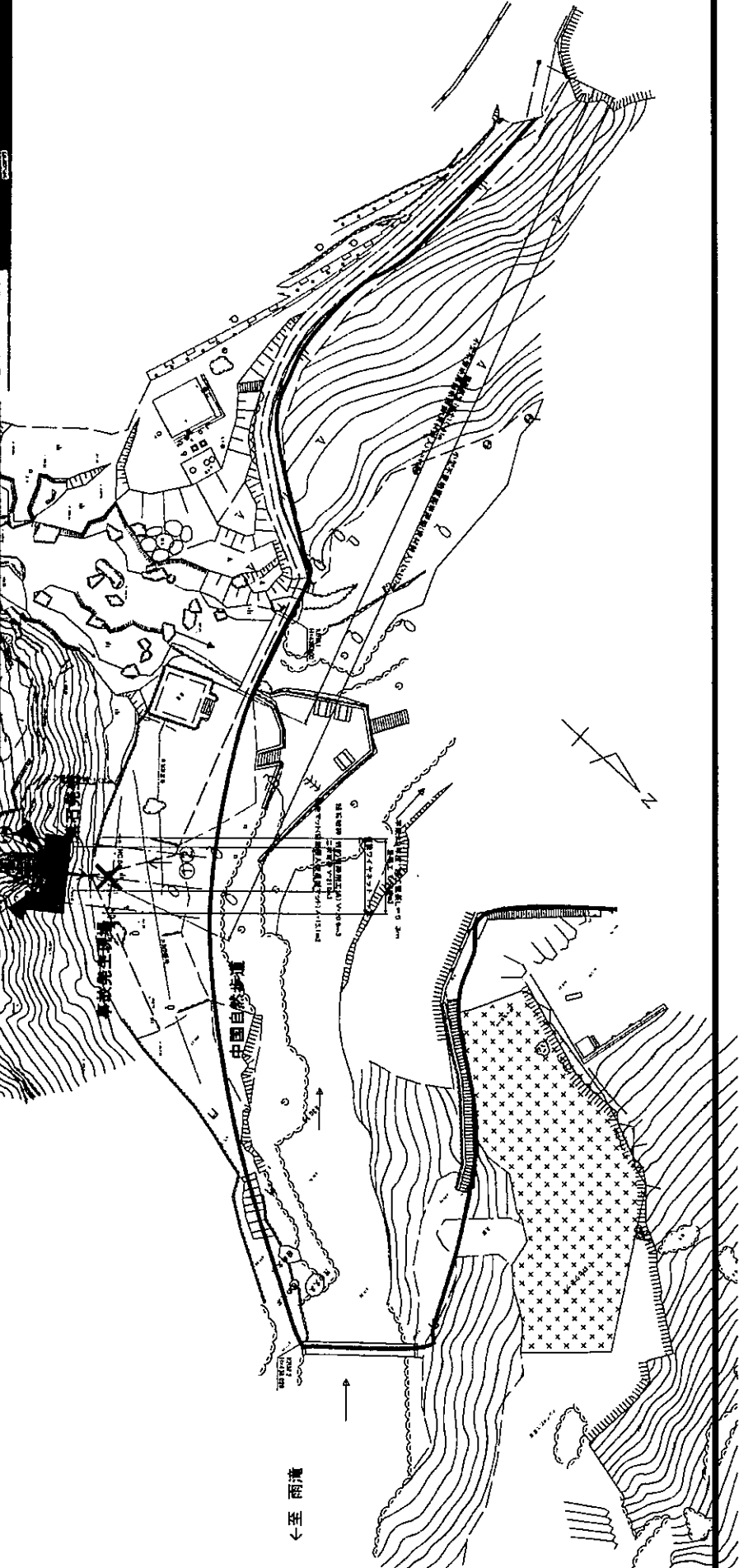
(7) 工事概要 中国自然歩道（雨滝）の上方法面に落下の危険がある転石が確認され、通行の安全確保のため、対策として除去工（岩石に膨張剤を充填し、岩石を破砕する工法）を行うもの。



①着手前



②事故発生後





## 「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」実行委員会第3回総会 (3月20日)の開催結果等について



平成30年4月20日

「山の日」大会推進課

今年8月10日(金)、11日(土・祝)の「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」開催に向けて、実行委員会第3回総会を開催し、大会実施計画を決定したので、その概要及び大会PR状況等を報告する。

### 1 実行委員会第3回総会

(1) 日 時：平成30年3月20日(火) 16:00～17:00

(2) 会 場：航空会館 B101会議室(東京都港区新橋)

(3) 出席者：超党派「山の日」議員連盟：衛藤会長、(一財)全国山の日協議会：磯野理事長、伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会：松村会長、鳥取県：平井知事、米子市：伊木市長、大山町：竹口町長、琴浦町：小松町長、警察庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、林野庁、国土交通省、観光庁、環境省ほか

#### (4) 議事事項

- ・実施計画 … 行事概要等について審議が行われ、承認された。
- ・補正予算 … 米子市、大山町の負担金及び協賛金を収入に計上し、事業費に充当することが承認された。
- ・その他 … 大会のPR状況や今後のスケジュール等が報告された。

#### 【実施計画】

○大会テーマ 「神います山と共に生き、歩む ～開山千三百年『山を守る聖地』<sup>だいせん</sup>大山から～

#### ○事業概要・会場

◆「山の日」記念大山登山 … 8/10(金)午前(大山山頂)

\*全国の山岳関係者等が大山山頂に集い、「山を守る聖地」大山から大会の成功を祈念する。

◆レセプション … 8/10(金)午後(ANAクラウンプラザホテル米子(米子市))

\*鳥取県らしい食事や飲み物でおもてなしを行い、大山の恵み、魅力を国内外の参加者にPRする。

◆記念式典 … 8/11(土・祝)9:15～10:45(大山総合体育館(大山町))

内容：山鐘点鐘、メインアトラクション、リレーセレモニー(「山の日帽」引継ぎ)

\*「山の日」記念大会の式典セレモニーのほか、大山の豊かな魅力(美しさ、歴史、文化、自然、楽しさ、恵み)を通じて、人と山とが調和を続け、未来に歩いていくことを「山を守る聖地」大山から発信するメインアトラクションを展開する。

◆シンポジウム … 8/11(土・祝)14:00～15:00(米子市公会堂(米子市))

内容：パネルディスカッション

\*山を守る理念と重要性を伝えるとともに、山とともに生きる意義や誰もが山を楽しめる取組等を発信する。

(パネリスト：大山にゆかりのある著名人、山の日アンバサダー、観光カリスマなど)

◆歓迎フェスティバル

8/11(土・祝)《大山エリア》10:00～15:00 森の恵み感謝祭(大山国体広場(大山町))

内容：木に親しむイベント、体験・実演コーナー、うまいもの市 など

《米子エリア》11:00～17:00 里の恵み感謝祭(米子市公会堂周辺(米子市))

内容：山から里にかけての産品や文化芸能に親しむイベント など

15:30～17:00 ステージイベント(米子市公会堂)

内容：地元文化団体等と連携し、山などの自然をテーマとした演劇を実施

◆エクスカージョン(米子市内) 8/10(金)～11(土・祝)またはその前後

(米子城山ミニ登山、城下町観光エクスカージョン)

#### 【参考】「山の日」記念全国大会

<大会趣旨>

山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝することを目的に、平成28年8月11日に初めての祝日「山の日」を迎えたことを記念し、その制定趣旨を周知するため毎年開催されている。

【開催県】平成28年(第1回)長野県、平成29年(第2回)栃木県

市町村や民間と連携し、大山開山1300年祭の中核事業と位置づけた本県ならではの企画とし、会場である大山をはじめ県内の山の魅力を広く発信することで、更なる自然保護意識の醸成や国内外からの誘客につなげる。

## 2 今後の主なスケジュール（予定）

H30年 5月	第4回運営委員会（県レベル）：事業内容最終案確認
8月10日～11日	第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取開催

## 3 大会PR状況

### (1) 県内向けPR

#### ○山鐘<sup>さんしやう</sup>リレーイベント

大会シンボルである山鐘を県内全19市町村でリレーするリレーイベントを昨年9月から実施している。現在、第14回まで完了し、6月2日の大山夏山開き祭で開催地の大山町から実行委員会にリレーされフィナーレを迎える予定。（リレーされた山鐘は大会当日に使用）

【実施状況】（平成29年9月～平成30年4月）

米子市・大山町→若桜町→岩美町→八頭町→智頭町→鳥取市→江府町→境港市→日南町→南部町→湯梨浜町→北栄町→日吉津村→伯耆町→琴浦町（計14回）

### (2) 県外向けPR

#### ○大阪アウトドアフェス出展

- ・時期：平成30年3月3日～4日（大阪）
- ・内容：会場内でキャラバン隊による大会チラシ配布等のPR活動を実施（来場者：約43,000人）。

【今後の予定】

みどりとふれあうフェスティバル出展(5/12～13・東京)、「山の日」フォーラム出展(6/9～10・東京)等

### (3) 情報発信

○大会HP及びSNSを平成30年2月に開設し、それぞれのコンテンツの特性を活かしながら、相互に連動した情報発信を行っている。（<http://mountainday-tottori.jp/>）

○ドローン空撮による県内の主要な山のダイナミックな映像や大会テーマである「山を守る聖地・大山」の自然保護活動の取組を収めた啓発DVD、県内全域の代表的な山々の魅力が詰まった写真パネル（31点）及び県内の主要な山の解説、登山道紹介、初心者向けの登山心得や土産品情報なども盛り込んだ冊子「たっぷりとっとり山GUIDE」を制作し、県内外でのPR等に活用している。

○伯耆国「大山開山1300年祭」に向けて4月6日に結成された「大山もりあガールズ」及び「だいせん隊5りやくズ」と連携しながら、県内外のイベント等において大会開催に向けた更なる盛り上げと機運醸成を図っていく。

## 4 協賛金贈呈式の開催

株式会社インフォメーション・ディベロプメントから第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取実行委員会に対して資金協賛の申込があり、3月1日に知事公邸で協賛金の贈呈式を実施した。（資金協賛第1号）

【贈呈式概要】

- ・日 時 平成30年3月1日（木）10:20～10:35
- ・場 所 知事公邸 第1応接室
- ・出席者 [贈呈者] 株式会社インフォメーション・ディベロプメント 代表取締役社長 船越真樹氏  
（同席者）愛ファクトリー株式会社 代表取締役社長 木村由美子氏
- ・協賛内容 協賛金100万円



# 鳥取砂丘におけるエリザハンミョウ保護の取組について

平成30年4月20日

砂丘事務所

鳥取砂丘のオアシス付近の湿った裸地に生息する希少な昆虫「エリザハンミョウ」が、昨年春の少雨など様々な影響により、個体数が減少している。

鳥取砂丘再生会議（地元・観光関係者、大学・行政等で構成。会長：鳥取大学特任教授 松原雄平）と環境省は、本年4月から1年半程度、生息地を杭とロープで囲み、観光客のご協力のもと、エリザハンミョウを保護する取組を開始したので、報告する。

## 1 取組内容

- (1) エリザハンミョウ生息地（約80m×20m）を簡易に杭とロープで囲み、取組を周知する看板を4月12日に設置した。
  - ※ 巣穴が目視できるようになる5月以降に範囲を縮小する。
  - ※ 法令に基づく立入規制ではなく、観光客の協力のもと、生息地への立入をご遠慮いただくもの。
- (2) エリザハンミョウ生息地周辺の除草を控える。
- (3) 砂丘のガイド、観光関係者（鳥取砂丘アクティビティ協会、鳥取大砂丘観光協会、とっとり観光ガイドセンター、自然公園財団等）と連携して、希少な昆虫が生息しており、皆で大切に守っていることを鳥取砂丘の魅力として積極的に発信する。

## 2 経緯

鳥取砂丘には、固有種は存在しないものの、ハンミョウ類やニッポンハナタカバチ、イソコモリグモなどの希少な生物が生息している。

本年1月の鳥取砂丘再生会議において、ハンミョウ類の生息調査を行っている鳥取大学 鶴崎教授より、「昨年夏に実施した個体数調査の結果、鳥取砂丘オアシス付近のエリザハンミョウが激減していることが判明した。巣穴付近を保護してはどうか」という提言があり、地元・観光関係者のご意見を伺いながら、鳥取砂丘再生会議において対応を検討した。

その結果、減少要因は特定できないものの、鳥取砂丘が国立公園特別保護地区であり日本の砂丘で唯一の天然記念物であること、全国的にエリザハンミョウの減少が危惧されていること、ハンミョウが阿部公房の『砂の女』に登場する砂丘に馴染みの深い昆虫であることから、生息地を緊急的に保護して、希少な昆虫が生息していること、皆で大切に守っていることを砂丘の魅力として発信しようということになったものである。

## 3 砂丘関係者の主な意見

- ・エリザハンミョウのことを知らなかった。希少な昆虫が生息していることも砂丘の魅力の一つで希少な価値を大いにPRすべきである。保護をするのは良い取組であり、協力・応援する。
- ・観光客、宿泊客、アクティビティ参加者を案内する際にPRしたい。
- ・設置する杭やロープは、景観に溶け込むようなものにしてほしい。
- ・看板やチラシを作ってPRしてほしい。子供や外国人も分かりやすいものを作ってほしい。

エリザハンミョウは環境省や本県のレッドリストに掲載されている絶滅危惧種ではないが、全国的に減少が危惧されている。 ※全国5県のレッドリスト掲載種である。

【鳥取砂丘のエリザハンミョウ推定個体数の推移】

27年夏：2,300 → 28年夏：1,460 → 29年夏：153 (500以下は絶滅の危機レベル)

個体数減少の要因は、昨年4～6月の少雨(例年の1/2の降水量)で地表がカラカラに渴き、湿った裸地に生息するエリザハンミョウに厳しい環境となったことが大きな要因ではないかと推測されているが、昨年2月の33年ぶりの大雪、生息地周辺の除草による小昆虫(餌)の減少、砂丘利用者による巣穴踏圧等の複合的な影響の可能性も考えられる。

【4～6月の湖山アメダスデータ(気象台)】

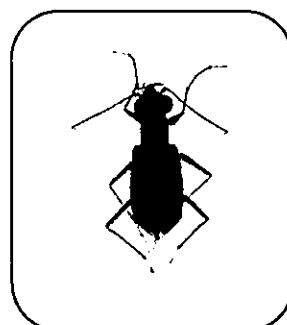
27年：356.0mm → 28年：318.0mm → 29年夏：161.5mm ※8年間平均 318.0mm

【参考：位置】

ハンミョウ保護エリア(赤枠) ・ 除草を控えるエリア(緑枠)



【参考：エリザハンミョウ】



9～11mm

# 鳥取県公営住宅等長寿命化計画の改定について

平成30年4月20日  
住まいまちづくり課

平成28年度に国が改定した「公営住宅等長寿命化計画策定指針（以下「国指針」）」に基づき、「鳥取県公営住宅等長寿命化計画」を改定したので、その概要を報告する。

## 1 改定の目的・概要

県では、長寿命化計画を策定し、県営住宅のライフサイクルコスト（以下「LCC」）の縮減と整備事業費の平準化に取り組んできたが、国指針の改定を受けて、平成28年度に改定した「鳥取県住生活基本計画」との整合性を図りつつ、改定を行った。

〔公営住宅長寿命化計画は、公営住宅整備事業において、社会資本整備総合交付金の要件となっており、自治体ごとに策定が必要  
＜参考：県内市町村の策定状況＞「策定済：12」「策定予定：2（三朝、湯梨浜）」「検討中：5（八頭、伯耆、日南、日野、江府）〕

## 2 計画改定の概要

主な改定事項	改定計画(今回)	現行計画(H22.3)	改定の内容・理由
○計画期間	H29～42年 (14年間)	H22～32年 (11年間)	・国指針で計画期間は10年以上が条件 ・地域住宅計画(社交金計画)の5ヵ年計画の満了時期との整合(Ⅲ期H28～32年、Ⅳ期H33～37年、Ⅴ期H38～42年)
○将来ストック量の推計	推計あり	推計なし	・今後の人口減少と増加が見込まれる高齢者、障がい者、母子父子世帯を勘案した県独自の推計を実施
○長寿命化の事業手法	T R、エコ改善、設備改善(E V設置)	T R、エコ改善	・T Rやエコまでの改善が不要な住棟では、給排水ガス管、台所、浴室、便所の設備改善による長寿命化事業手法を新規に追加 ・バリアフリー化として、片廊下住棟へのE V設置事業も追加
○建替の整備方針	借上げ、PPP/PFI、福祉施設併設を明示	県直接整備	・平成50年代から耐用年限のピークを迎える対策として建替を考慮 ・100戸以上の建替は、PPP/PFIの導入と福祉施設併設で整備
○団地・住棟別の事業手法の決定	全ての住棟で実施(103団地、476棟)	T R、エコ改善、建替の事業計画	・今後30年の中長期の事業計画の見通しを定め、全団地・全住棟における長寿命化、用途廃止、建替、維持管理の区分を決定

## 3 県営住宅ストック活用の基本方針

- ・住宅困窮度の高い世帯への公平かつニーズに応じた供給  
民間市場で賃貸住宅の確保が困難な世帯への住宅セーフティネットの役割を果たす。  
車いす住戸、多人数世帯等の民間市場で供給が少ない住戸を供給する。
- ・人口減少、高齢社会に対応する適切なストック管理  
人口の減少を踏まえつつ、高齢者、障がい者、母子父子世帯等の今後増加が予測される世帯を勘案したストックを管理する。
- ・県と市町村の協働・連携による効率的な供給・管理  
公営住宅の供給・管理は、市町村への一元化が望ましいことから、市町管理代行団地(主に旧地域改善向け住宅)の移管を進める

市町村への全団地の移管が困難なことから、現実的な対応として、一定数の直営団地は、県管理を継続する。

- ・中長期のストック管理方針に基づく事業手法の決定  
長期的な視点での団地の住棟別に建替、長寿命化、用途廃止など方針について検討を行い、計画期間内の事業手法を決定した。
- ・長寿命化改善でのLCCの縮減効果が低い住棟では建替を実施

100戸以上の集約建替えでは、PPP/PFIによる民間活力を導入と高齢者福祉施設などの生活支援施設を併設する。

大工、左官等の伝統技能を活用し、3階建て程度ならCLTによるモデル的整備も検討する。

＜県営住宅のストック一覧(計画策定時)＞

区分	団地数	住棟数	戸数
直営(公社管理)団地	63	287	3,333
市町管理代行団地	40	189	591
合計	103	476	3,924

## 4 将来ストック量の推計

現在の県営住宅の供給戸数において、人口減少及び高齢者、障がい者、母子父子世帯の増加見込みを考慮した将来ストック量を推計した。

平成52年度までの世帯推計をした理由は、国指針による。

市町村営住宅では、将来ストック量の推計を行っていないが、現状維持、若しくは、削減の方針を確認している。

戸数	平成29年度	平成42年度(減少数(率))	平成52年度(減少数(率))	備考
直営(公社管理)団地	3,333	3,210(▲123(96.3%))	3,189(▲144(95.7%))	集約建替、用途廃止により減少
市町管理代行団地	591	343(▲248(58.0%))	249(▲342(42.1%))	市町移管、用途廃止により減少
合計	3,924	3,553(▲371(90.5%))	3,438(▲486(87.6%))	

## 5 事業費の試算と長寿命化によるLCCの縮減効果

### 【事業費の試算】

計画期間(平成29年度を除く)の事業費は、164.5億円(12.7億円/年)になる。

### 【長寿命化によるLCCの縮減効果】

長寿命化により、平成42年度までの累計で、事業費、維持管理費が37億円縮減できる。



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成30年4月20日  
住まいまちづくり課

変更契約 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅永江団地第八期住戸改善工 事(55-1棟)(建築)(28経済対策)	米子市 永江	美保テクノス株式会社 取締役社長 野津 一成	(当初契約額) 236,520,000円	平成29年3月23日 ～平成30年2月28日	(当初契約年月日) 平成29年3月22日	
				(変更契約額) 237,107,520円	(変更なし)	(変更契約日) 平成29年9月5日	(第1回変更)
				(変更契約額) 255,847,680円	平成29年3月23日 ～平成30年3月31日	(変更契約日) 平成30年2月21日	(第2回変更)
				(変更契約額) 257,669,640円	平成29年3月23日 ～平成30年5月10日	(変更契約日) 平成30年3月26日	(第3回変更)

島根県西部を震源とする地震に対する鳥取県の支援状況について

平成30年4月20日  
危機対策・情報課  
住まいまちづくり課  
技術企画課

平成30年4月9日午前1時32分、島根県西部を震源とするマグニチュード6.1（暫定値）の地震により島根県大田市を中心に人的被害や建物被害等が発生したことから、被災地の早期復興を支援するため、鳥取県は次のとおり支援活動を行いました。

1 鳥取県職員等の派遣概要

支援概要		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
自主派遣	被災建築物 応急危険度 判定士	情報収集班(2名)	○	○											
		第1陣(4名)			○	○	○								
		第2陣(4名)						○	○	○					
	被災宅地 危険度 判定士	情報収集班(2名)	○	○											
		第1陣(4名)			○	○	○								
	職員災害 応援隊	第1陣(7名)			○	○									
		第2陣(7名)								○	○	○			
		第3陣(7名)											○	○	
	情報連絡員 (リエゾン)	第1陣(2名)	○	○											
		第2陣(2名)		○	○										
要請派遣	被害認定等業務のマネジメント 支援(倉吉市職員派遣)						○	○				○	○	○	

□:派遣期間 ○:活動日

※被害認定・罹災証明発行業務支援職員の派遣について調整中。

2 被災建築物応急危険度判定士の派遣

(1) 被災建築物応急危険度判定士の活動概要

被災した建築物の余震などによる倒壊、または、外壁及び窓ガラスの落下などにより生じる二次災害を未然に防止し、建築物を利用する居住者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施するもの。

(2) 派遣先 島根県大田市内

(3) 派遣期間〔活動期間〕・人数

【情報収集班】4月9日(月)～10日(火)〔9日(月)～10日(火)〕・2名

【第1陣】4月10日(火)～14日(土)〔11日(水)～13日(金)〕・4名

【第2陣】4月13日(金)～17日(火)〔14日(土)～16日(月)〕・4名

(4) 活動実績

判定件数 平成30年4月16日現在

建築物	計	赤 (危険)	黄 (要注意)	緑 (調査済)	備考
島根県全体	2,812	93	297	2,422	4/18まで継続
うち鳥取県班	850	15	50	785	

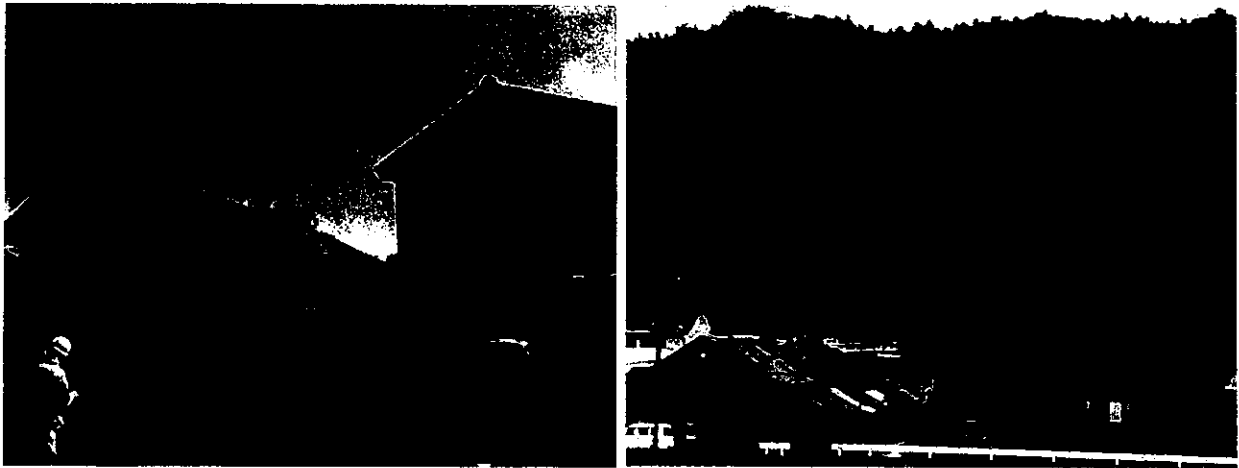
被災の特徴

黄色(要注意): 屋根瓦のズレ(特に棟部分)

外壁のクラック、浮き(塗壁等の湿式工法)

赤色(危険): 地割れによる建物基礎の割れ(無筋コンクリート)

建物の傾き(古い納屋等)



被災建築物の状況等

### 3 被災宅地危険度判定士の派遣

#### (1) 被災宅地危険度判定士の活動概要

被災した宅地の余震などによる崩壊、または、擁壁の損壊などにより生じる二次災害を未然に防止し、土地所有者などの安全を確保することを目的に、必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録した判定士が実施するもの。

#### (2) 派遣先 島根県大田市内

#### (3) 派遣期間〔活動期間〕・人数

【情報収集班】4月9日(月)～10日(火)〔9日(月)～10日(火)〕・2名

【第1陣】4月10日(火)～13日(金)〔11日(水)～13日(金)〕・4名

#### (4) 活動実績

判定件数

平成30年4月16日現在

宅地	計	赤 (危険)	黄 (要注意)	青 (調査済)	青※ (踏査青)	備考
島根県全体	154	33	45	39	37	
うち鳥取県班	44	8	22	14	0	

※踏査青とは、目視確認により変状が認められない宅地。青判定ステッカーは貼付けず、住宅地図に位置を記録し、後日の住民からの照会に備える。

被災の特徴

黄色(要注意): 擁壁の一部損壊・クラック

赤色(危険): 擁壁の傾斜や倒壊・崩壊、地盤沈下



被災宅地危険度判定士の活動状況

### 4 鳥取県職員災害応援隊の派遣

#### (1) 鳥取県職員災害応援隊の活動概要

島根県大田市ボランティアセンターを受入窓口として、大田市内の一般家屋の清掃・片付け等の復旧活動の支援を行う。

- (2) 派遣先 島根県大田市内
- (3) 派遣期間〔活動期間〕・人数
  - 【第1陣】4月11日(水)～13日(金)〔12日(木)～13日(金)〕・7名
  - 【第2陣】4月16日(月)～18日(水)〔16日(月)～18日(水)〕・7名
  - 【第3陣】4月18日(水)～20日(金)〔19日(木)～20日(金)〕・7名
- (4) 活動実績
 

土のう作り、一般家屋の清掃・片付け、がれき撤去等を実施した。



職員災害応援隊の活動状況

## 5 情報連絡員（リエゾン）の派遣

- (1) 情報連絡員（リエゾン）の活動概要
 

地震・水害・土砂災害等の大規模災害の発生時に、被災自治体の災害対策本部等に職員を派遣し、被害状況や支援ニーズ等の把握、被災自治体との支援調整等を行う。
- (2) 派遣先 島根県災害対策本部
- (3) 派遣期間〔活動期間〕・人数
  - 【第1陣】4月9日(月)～10日(火)〔9日(月)～10日(火)〕・2名
  - 【第2陣】4月10日(火)～11日(水)〔10日(火)～11日(水)〕・2名



島根県災害対策本部の状況

## 6 被害認定等業務のマネジメント支援

- (1) 支援の概要
 

「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、島根県から本県に次のとおり支援要請があり、倉吉市職員の派遣を実施した。

  - 1) 要請日時 4月13日午後5時35分(島根県災害対策本部より)
  - 4月17日午後2時 ( " " )
  - 2) 要請内容 中部地震被災市町の職員で被害認定・罹災証明業務のマネジメント(実施体制)

- の整備、実施計画の策定等)の支援ができる者(被害調査の実務支援ではない)の派遣
- (2) 派遣期間〔活動期間〕・派遣者
- 4月14日(土)～15日(日)〔14日(土)～15日(日)〕  
倉吉市職員 3名  
(内訳) 総務部防災安全課 係長 : 罹災証明、災害対応全般  
総務部税務課 係長 : 被害認定調査(1次調査)  
建設部建築住宅課 主任技師: 被害認定調査(2次調査)
  - 4月19日(木)～21日(土)〔19日(木)～21日(土)〕  
倉吉市職員 2名  
(内訳) 建設部建築住宅課 主任技師  
建設部管理計画課 主事
- (3) その他  
大田市からは「罹災証明発行手続などについて具体的に説明してもらいありがたかった」との声あり。

## <参 考>

### 1 地震の状況

- (1) 発生時刻 4月9日(月)01時32分
- (2) 地震規模 マグニチュード6.1(暫定値。速報値5.8から更新)
- (3) 発生場所 島根県西部、深さ12km(暫定値。速報値10kmから更新)
- (4) 震 度
  - 〔震度5強〕 島根県大田市
  - 〔震度5弱〕 島根県出雲市、雲南市、川本町、美郷町
  - 〔震度4〕 島根県、鳥取県(米子市、境港市、日野町)、広島県、岡山県、愛媛県
  - ※中部地方から九州地方にかけて計26府県(長野県～熊本県)で震度1以上を観測

### 2 被害状況(17日午後2時現在。島根県公表)

- (1) 人的被害 重傷2名(大田市)  
軽傷7名(出雲市3名、大田市2名、雲南市1名、奥出雲町1名)
- (2) 住家被害 半 壊 45棟(大田市45棟)  
一部損壊808棟(大田市795棟、川本町1棟、美郷町12棟)
- (3) 非住家被害 半 壊 16棟(大田市16棟)  
そ の 他102棟(大田市102棟)
- (4) 住民避難 大田市 4人・1箇所(最大時約140人)
- (5) 断 水 14日15時に解消(最大時1,100戸程度)
- (6) 対策本部 〔災害対策本部〕 島根県、大田市  
〔災害警戒本部等〕 なし(最大時12市町設置)
- (7) 鳥取県への応援要請  
13日17:35、大田市からの要請に基づき、鳥取県へ倉吉市職員3名の派遣を要請  
派遣期間: 4月14日～15日  
支援内容: 住家被害認定や罹災証明書発行に係る業務支援

## 平成 29 年度 第 2 回 湖山池会議の開催概要について

平成 30 年 4 月 20 日  
 暮らしの安心局水環境保全課  
 河 川 課  
 水産振興局水産課

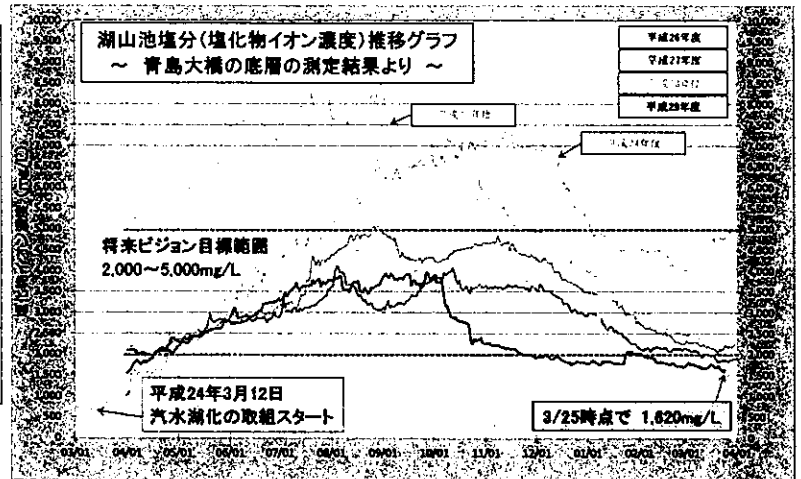
平成30年3月27日に平成29年度第2回湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。  
 (出席者：県 岡村統轄監、鳥取市 羽場副市長ほか関係部長)

### 1 平成29年度の水質状況報告

平成29年度の塩分濃度等の水質状況について報告した。

塩分濃度	・概ね年間通じて将来ビジョンに定める 2,000~5,000mg/L の範囲で管理できている。(平成 26 年度以降、概ね範囲内で推移)
水質指標	・全体的に平成 25 年度に水質が悪化した状況から改善している。 ・直近の 5 年間は、全りん、全窒素は概ね改善傾向と見られ、将来ビジョン計画目標値に近づいている。COD は平成 28 年度に引き続き、 <u>将来ビジョン計画目標値を達成した</u> 。 ・植物プランクトンの増殖がみられたことから透明度は平成 28 年度までに比べて低下しているが、汽水化以前に繁茂していたアオコ等を抑制した効果は保たれている。

区分	H25年	H28年	H29年	ビジョン計画目標値
COD (7.5%値)	7.9	5.5	5.1	5.5 mg/L 以下
全窒素 (年平均値)	1.20	0.67	0.76	0.60 mg/L 以下
全りん (年平均値)	0.190	0.092	0.073	0.066 mg/L 以下
透明度 (4月~11月平均値)	0.75	0.77	0.64	1.0 m以下



### 2 平成 30 年度の水質管理方針

有識者で構成する環境モニタリング委員会の助言等を踏まえ、次の方針を決定した。

塩分管理	○ 春季は、目標値の範囲内 (2,000~5,000mg/L) において可能な限り低値で推移させる。 ○ 夏季は、溶存酸素の確保に最大限配慮しつつ、将来ビジョンに定める範囲内の管理をめざす。
水門操作	○ 塩分濃度が低く、酸素濃度が高い表層部分の海水流入が可能なオーバーフロー構造(上越通水)の水門で、効果検証等を行い、かつ、溶存酸素量を監視しつつ、きめ細やかな水門操作を実施する。

### 3 平成 29 年度の主な事業実施報告

県・市の関係部署の主要事業について、事業概要、結果等を報告した。

県・河川課、 鳥取県土整備事務所	・湖山水門(新水門)運用の効果検証 →新水門(平成29年5月運用開始)は塩分濃度上昇の抑制、溶存酸素の改善に効果的であると考えられ、引き続き効果検証する。 ・覆砂の試験施工と効果検証(中間報告) →水深や場所で覆砂後の泥の堆積状況や効果継続の程度が異なっており、引き続き試験施工・効果検証する。
県・水産課	・湖山池におけるヤマトシジミの資源量等 →平成29年度は豊富に確認され、夏以降、漁獲量も昨年を大きく上回った。今後も順調な漁獲が見込まれる。(21.6トン 前年(9.6トン))
市・下水道企画課、生活環境課、 協働推進課	・周辺下水道の整備推進(整備率88.1%(前年度87.0%)) ・住民との意見交換会 →主要な意見として観光・利活用の推進を求める声が目立った。
県・東部振興課 市・協働推進課	・湖山池に関する利活用の推進について →イベントや情報発信の状況を紹介した。